

実験動物技術者資格認定規程

昭和 60 年 3 月 18 日制定
平成 13 年 3 月 27 日改正
平成 16 年 7 月 7 日改正
平成 16 年 12 月 24 日改正
平成 17 年 4 月 1 日改正
平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 1 月 1 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 26 年 5 月 20 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 5 月 27 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 実験動物技術者（以下「技術者」という）の資格を認定して、その資質を向上させ、実験動物技術の進展に貢献することを目的とする。

(制度)

第 2 条 公益社団法人日本実験動物協会（以下「協会」という。）は、技術者の資格区分に応じて必要な知識及び技能について認定試験を行う。

2 協会は、認定試験に合格した者の申請に基づき公益社団法人日本実験動物協会技術者名簿（以下「技術者名簿」という。）に登録し、認定証を交付する。

(認定区分)

第 3 条 認定区分は次の通りとする。

- (1) 2 級技術者
- (2) 1 級技術者

(受験資格)

第 4 条 認定区分別受験資格は次の通りとする。

- (1) 2 級技術者

次の各号の一つに該当する者

ア．実験動物に関する 4 年以上の実務経験を有する者

イ．高等学校以上の学校を卒業した者あるいは会長が別に定める高等学校卒業相当の資格を有する者で、いずれもその後 1 年以上の実務経験を有する者

ウ．会長は、農業高等学校及び生物系専門学校等の在学者の受験資格について特例を設けることができる。特例認定高校及び専門学校として認定された場合、別に定めるカリキュラムを履修した在学生及び卒業生については、イ．

の実務経験を有するものと見なす。

エ. 1 級技術者の受験資格を有する者

(2) 1 級技術者

次の各号の一つに該当する者

ア. 2 級技術者の認定を受けた後 2 年 6 ヶ月以上の実務経験を有する者

イ. 2 年以上の大学生物系課程を修めて卒業した者又はこれに相当する学校を卒業した者で、いずれもその後 1 年以上の実務経験を有する者

ウ. 会長は、生物系大学又は会長が別に定めるこれに相当する学校（以下「特例認定大学等」という。）の在学者の受験資格について特例を設けることができる。

特例認定大学等として認定された場合、別に定めるカリキュラムを履修した在学生及び卒業生については、イ. の実務経験を有するものと見なす。

(認定試験の範囲)

第 5 条 認定試験の範囲は、会長が別に定める（別表）。

(認定試験の実施)

第 6 条 認定試験は、2 級技術者、1 級技術者及び学科、実技の別に行うこととし、会長が別に定める特定の受験者には認定試験の一部を免除する。

2 認定試験の実施期日、出願手続き等については、会長が別に定める。

(認定・登録)

第 7 条 協会は、認定試験合格者が申請した場合には、その認定試験区分に基づき技術者名簿に登録し、認定証を交付する。

2 技術者は、5 年ごとに登録を更新しなければならない。

3 次の各号の一に該当する者は登録しない。また、登録者が次の各号の一に該当するに至った場合は登録を取り消すものとする。

(1) 認定試験合格後又は更新期限（5 年毎）経過後、さらに 2 年を経過した者。

(2) 成年被後見人又は被保佐人

(3) 精神病患者又は麻薬中毒患者

(4) 申請書及び申請添付資料に不正がある場合

(5) その他実験動物、動物実験に関連ある法規に違反して罰金以上の刑を受け、又は実験動物、動物実験に関して不正行為を行った者で、社会的に実験動物技術者として不適当と認めた場合

4 登録料及び登録更新料は、会長が別に定める。

(付則)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 実験動物技術者資格認定規程第5条「会長が別に定める認定試験の範囲」
2024.5 改正後

〔2 級〕

【学科】： 総論〔動物実験と実験動物、動物福祉、解剖と生理、遺伝と育種、繁殖、栄養と飼料、飼育と衛生、施設と環境、労働安全衛生、疾病と感染、遺伝子改変動物作製技術、動物実験の基本〕、及び各論〔マウス、ラット・その他のげっ歯類（ハムスター類、スナネズミ）、モルモット、ウサギ、イヌ、ネコ、ブタ、サル類、トリ類、魚類・両生類・その他、の中からマウスを必須とし、他の動物種から1種を選択〕。

【実技】： マウス（必須）。

なお、学科で選択したマウス以外の動物種1種については、学科試験問題の中に実技問題も含める。

〔1 級〕

【学科】： 総論〔動物実験と実験動物、動物福祉、解剖と生理、遺伝と育種、繁殖、栄養と飼料、飼育と衛生、施設と環境、労働安全衛生、疾病と感染、遺伝子改変動物作製技術、実験法と検査法〕、及び各論〔マウス、ラット・その他のげっ歯類（ハムスター類、スナネズミ）、モルモット、ウサギ、イヌ、ネコ、ブタ、サル類、トリ類、魚類・両生類・その他の中からマウスを必須とし、他の動物種から2種を選択〕。

【実技】： マウス、ラット・その他のげっ歯類（ハムスター類、スナネズミ）、モルモット、ウサギ、イヌ、ネコ、ブタ、サル類、トリ類、魚類・両生類・その他、の中からマウスを必須とし、学科で選択したマウス以外の動物種2種のうちから1種を選択。